



2丁		裁判所			年号	月	日	事項	小林宏司
平成	四	六	四	一					
八	三	八	三	一一	東京簡易裁判所判事に補する	東京地方裁判所判事補に補する		宇都宮簡易裁判所判事に補する	最高裁判所
一〇	四	一〇	四	一一	最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	最高裁判所事務総局秘書課付を命ずる	最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	最高裁判所事務総局秘書課付を命ずる	
一一	一〇	一一	一〇	一一	最高裁判所事務総局秘書課付の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局秘書課付の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局秘書課付の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局秘書課付の兼務を免ずる	
					最高裁判所判事兼判事補に任命する	最高裁判所判事兼判事補に任命する	最高裁判所判事兼判事補に任命する	最高裁判所判事兼判事補に任命する	
					大阪簡易裁判所判事に補する	大阪簡易裁判所判事に補する	大阪簡易裁判所判事に補する	大阪簡易裁判所判事に補する	
					裁判所法第四十条第三項の規定により兼官たる判事	裁判所法第四十条第三項の規定により兼官たる判事	裁判所法第四十条第三項の規定により兼官たる判事	裁判所法第四十条第三項の規定により兼官たる判事	
					補につき任期終了	補につき任期終了	補につき任期終了	補につき任期終了	
					判事兼簡易裁判所判事に任命する	判事兼簡易裁判所判事に任命する	判事兼簡易裁判所判事に任命する	判事兼簡易裁判所判事に任命する	
					内閣	内閣	内閣	内閣	

3丁		裁判所		年号		月日		事項		府		名	
平成一一	四	一一	大阪地方裁判所判事に補する	平成一一	四	一一	九	願に依り本官並びに兼官を免ずる	内閣	最高裁判所	小林宏司	41	
一一	一四	一〇	職員に任じ、大阪特別業務部総括調査役を命じ、総務部法務室兼務及び広報室兼務を命ずる	一一	二	一〇	九	内閣					
一	四	一一	RCC室大阪分室長代理兼務を命ずる	一一	三	一一	一	預金保険機構					
一一	一四	一一	法務統括室大阪分室兼務を命じ、総務部法務室兼務を免ずる	一一	三一	一一	一						
一一	一四	一一	判事に任命する	一一	四	一一	三一	辞職を承認する	内閣	内閣	内閣	内閣	
一一	一四	一一	東京地方裁判所判事に補する	一一	五	一一	七	最高裁判所事務総局行政局参事官を命ずる	内閣	内閣	内閣	内閣	
一一	一四	一一	平成十三年度司法試験（第二次試験）考查委員に任命する	一一	五	一一	七	最高裁判所事務総局行政局参事官を命ずる	内閣	内閣	内閣	内閣	
一一	一四	一一	任期は平成十三年十二月三十一日までとする	一一	五	一一	七	平成十三年度司法試験（第二次試験）考查委員に任命する	内閣	内閣	内閣	内閣	
一一	一四	一一	平成十四年度司法試験（第二次試験）考查委員に任命する	一一	五	一一	七	平成十四年度司法試験（第二次試験）考查委員に任命する	内閣	内閣	内閣	内閣	
一一	一四	一一	法務省	一一	五	一一	七	法務省	内閣	内閣	内閣	内閣	

4丁

				裁判所		年号	月	日	事項	小林宏司
年	月	日	月	日	年					
平成一四	一一	二	平成十五年度司法試験（第二次試験）	一	任期は平成十四年十二月三十一日までとする	平成	十五	一	命する	法務省
平成一五	一一	一	平成十六年度司法試験（第二次試験）	一	任期は平成十五年十一月三十日までとする	平成	一五	一	命する	
平成一六	一一	一	最高裁判所事務総局民事局第二課長を命ずる	一	任期は平成十六年十一月三十日までとする	平成	一六	一	命する	
平成一七	一一	一	最高裁判所事務総局民事局第二課長を命じ	一	最高裁判所事務総局民事局第二課長を命ずる	平成	一七	一	命する	
四	一一	一	最高裁判所事務総局民事局第二課長を命ずる	一	最高裁判所事務総局民事局第二課長を命じ	平成	四	一	命する	
一	一一	一	最高裁判所事務総局民事局第二課長を命ずる	一	最高裁判所事務総局民事局第二課長を命じ	平成	一	一	命する	
最高裁判所事務総局民事局第一課長を命ずる	一一	一	最高裁判所事務総局民事局第一課長を命じ	一	最高裁判所事務総局民事局第一課長を命じ	平成	最高	裁	判	所





裁判所				年号	月	日	事項	庁名	小林宏司
平成二十八年司法試験委員を免ずる	平成二十八年司法試験予備試験委員を免ずる	法務省		平成二十八	二	二四			
最高裁判所裁判所調査官に充てることを解く	最高裁判所裁判所判事に兼ねて任命する	内閣		令和二年六月二十四日	二	二四	最高裁判所		
新潟地方裁判所判事に補する	新潟地方裁判所長を命ずる	新潟簡易裁判所		新潟簡易裁判所判事に補する	三	三一	新潟簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者	新潟簡易裁判所	
に指名する	裁判所法第四十条第三項の規定により本官たる判事			に指名する	三	三一	新潟簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者	新潟簡易裁判所	
につき任期終了	同時に兼官たる簡易裁判所判事退官となる			につき任期終了	四	一一	裁判所法第四十条第三項の規定により本官たる判事	最高裁判所	
判事兼簡易裁判所判事に任命する	新潟地方裁判所判事に任命する	内閣		判事兼簡易裁判所判事に任命する	四	一一	裁判所法第四十条第三項の規定により本官たる判事	最高裁判所	
新潟地方裁判所判事に補する	新潟地方裁判所長を命ずる			新潟地方裁判所判事に補する	四	一一	裁判所法第四十条第三項の規定により本官たる判事	最高裁判所	

8丁

裁 判 所		年 号	月	日	事	項	府	名
新潟簡易裁判所	判事に補する							
新潟簡易裁判所	における司法行政事務を掌理する者							
に指名する								
令和 四 六 一八	東京高等裁判所判事に補する							
部の事務を総括する者に指名する	東京簡易裁判所判事に補する							
部の事務を総括する者に指名する	東京簡易裁判所判事に補する							
部の事務を総括する者に指名する	東京簡易裁判所判事に補する							
部の事務を総括する者に指名を解く	東京簡易裁判所判事に補する							
最高裁判所	最高裁判所							
最高裁判所首席調査官を命ずる	最高裁判所首席調査官を命ずる							

小林宏司